

## 事業事前評価表

国際協力機構 民間連携事業部 海外投融資課

### 1. 基本情報

国名：インド

案件名：気候変動対策事業

Climate Change Management Project

L/A 調印日：2021 年 3 月 25 日

### 2. 事業の背景と必要性

(1) 当該国における気候変動対策セクターの開発の現状・課題及び本事業の位置付け

インドの 1 人当たりの温室効果ガス排出量は、1.01 トン（1999 年）から 1.94 トン（2018 年）まで増加しており（年平均 3.61% で増加）、総排出量は約 25 億トン（2017 年）で世界第 3 位の温室効果ガス排出国である。一方で、2019 年の電力供給量 1,614TWh に対し、電力需要は 2030 年までに 2,499TWh に達する見込みであり、二酸化炭素排出削減と電力供給確保を同時に推し進めることが喫緊の課題である。インド政府は 2016 年にパリ協定に批准し、NDC（Nationally Determined Contributions）において 2030 年までに GDP 当たりの温室効果ガス CO<sub>2</sub> 換算トンを 2005 年比で 33~35% 削減すること及び非化石燃料による電力供給力を設備容量ベースで 40% にまで引き上げることを掲げている。またインド政府は 2001 年に省エネ法を制定、2012 年以降 PAT（Perform, Achieve and Trade）メカニズム等を通じて省エネの推進を進めている。さらに、同国で増加する輸送需要が環境に与える負の影響を緩和するため、2030 年の乗用車の新車販売における電気自動車（Electric Vehicle。以下、「EV」という。）の比率を 30% にすると表明している。本事業は、気候変動対策事業に融資を実施するノンバンク（Non-Bank Finance Company。以下、「NBFC」という。）である Tata Cleantech Capital Limited（以下、「TCCL」という。）を通じて再エネ・省エネ・EV 分野の事業への融資を促進するものであり、当該セクターの課題やインド政府の方針に合致している。

(2) 気候変動対策セクターに対する我が国及び JICA の協力方針等と本事業の位置付け

本事業は、民間セクターへの支援を通じて気候変動対策事業を促進することにより、気候変動対策（緩和策）や低炭素なエネルギー利用推進に資するものであり、SDGs ゴール 7（クリーンエネルギーへのアクセス）、SDGs ゴール 13（気候変動への対処）及びゴール 17（パートナーシップ）に貢献するものであると考えられる。我が国の「対インド国別援助方針」（2016 年 3 月）では、「持

「持続的で包摂的な成長への支援」を重点分野の一つに掲げており、当国の環境・気候変動問題への取組を支援することとしている。また、JICAの「対インド国別分析ペーパー（2018年3月）」においても、生産性の高い産業の育成のためのインフラ整備の重要性について分析している。JICAは2014年より「新・再生可能エネルギー支援事業（フェーズ2）」及び「中小零細企業・省エネ支援事業（フェーズ3）」を実施し、インド再生可能エネルギー公社（IREDA）やインド小企業開発銀行（SIDBI）経由で再エネ・省エネ向け融資を支援してきたが、後続の円借款事業は形成されておらず、今後は政府資金に加えて民間資金動員による同セクターへの資金供給が期待される。加えて、両国大臣級の第10回日印エネルギー政策対話（2019年12月）では、再エネ・省エネ・EVの導入における両国の協力関係を推進していくこと等が述べられており、本事業はこれら方針・分析に合致する。

#### （3）他の援助機関の対応

国際金融公社（IFC）が本事業の借入人に出資している。

### 3. 事業概要

#### （1）事業目的

本事業は、インドにおいて、Tata Cleantech Capital Limited への長期融資を行うことにより、再生可能エネルギー事業、省エネルギー事業、及びEV事業の金融アクセスを改善し、もって同国の持続的な経済成長及び気候変動の緩和に寄与するもの。

#### （2）プロジェクトサイト／対象地域名

インド全土

#### （3）事業内容

TCCL への長期融資により、TCCL によるインド全域の再生可能エネルギー事業、省エネルギー事業、及びEV事業（以下、3事業をまとめて「気候変動対策事業」という。）に対する貸付等の金融アクセスを向上させるもの。

#### （4）融資金額

100億円

#### （5）事業実施体制

- 1) 借入人：TCCL
- 2) 事業実施機関：TCCL
- 3) 運営・維持管理機関：TCCL

#### （6）環境社会配慮・横断的事項・ジェンダー分類

##### 1) 環境社会配慮

- ① カテゴリ分類：FI

- ② カテゴリ分類の根拠：本事業は「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」（2010年4月公布）上、JICAの融資承諾前にサブプロジェクトが特定できないため。
- ③ その他：本事業では、TCCLが当社の環境社会配慮制度及び「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」に基づき、各サブプロジェクトについてカテゴリ分類を行い、該当するカテゴリに必要な対応策が採られることになっている。尚、サブプロジェクトにカテゴリAを含めない旨合意済。主な資金使途は太陽光発電・風力発電事業、省エネ事業、EV事業等への融資。

2) 横断的事項：本事業は、TCCLへの融資を通じてインドの再エネ・省エネ・EV分野事業の推進を図り、もって気候変動の影響緩和に寄与するものである。

3) ジェンダー分類：【対象外】■GI（ジェンダー主流化ニーズ調査・分析案件）

<分類理由> 審査でジェンダー主流化ニーズを確認したものの、ジェンダー平等や女性のエンパワメントに資する具体的な取組を実施するには至らなかったため。

#### 4. 事業効果

(1) 定量的効果

1) アウトカム（運用・効果指標）

指標名	基準値 (2019年12月実績値)	目標値 (2026年) 【貸付完了3年後】
再エネ事業向け融資残高 (ルピー)	41,980 百万ルピー	100,000 百万ルピー
再エネ向け融資実績（発電容量: GW） <sup>1</sup>	7 GW	13GW
省エネ・EV事業向け融資残高 (ルピー)	57 百万ルピー	8,000 百万ルピー

(2) 定性的効果

再生可能エネルギー・省エネ・EV事業者の金融アクセス改善

#### 5. 前提条件・外部条件

特になし。

<sup>1</sup> 本指標はTCCLが融資参画するすべての事業の発電容量の総和として計算される。

## 6. 過去の類似案件の教訓と本事業への適用

インド向け円借款「新・再生可能エネルギー支援事業」の事後評価において、再エネや省エネ事業は完成後運用時においても政策・経済・自然状況の変化により影響を受けやすいため、仲介金融機関の債権管理におけるモニタリング体制構築を支援すべきであるとの教訓を得ている。本事業では、審査を通じて TCCL の債権管理におけるモニタリング体制を確認し、必要なモニタリング体制が構築されていることを確認した。

## 7. 評価結果

本事業は、当国の開発課題、開発政策、並びに、我が国及び JICA の協力方針・分析に合致し、また再エネ・省エネ・EV 分野の事業者の金融アクセス改善を通じて気候変動対策に資することから、SDGs ゴール 7（クリーンエネルギーへのアクセス）、SDGs ゴール 13（気候変動への対処）及びゴール 17（パートナーシップ）に貢献するものであり、支援の意義は高い。

## 8. 今後の評価計画

- (1) 今後の評価に用いる指標  
4. のとおり。
- (2) 今後の評価スケジュール  
貸付完了 3 年後 事後評価

以 上